

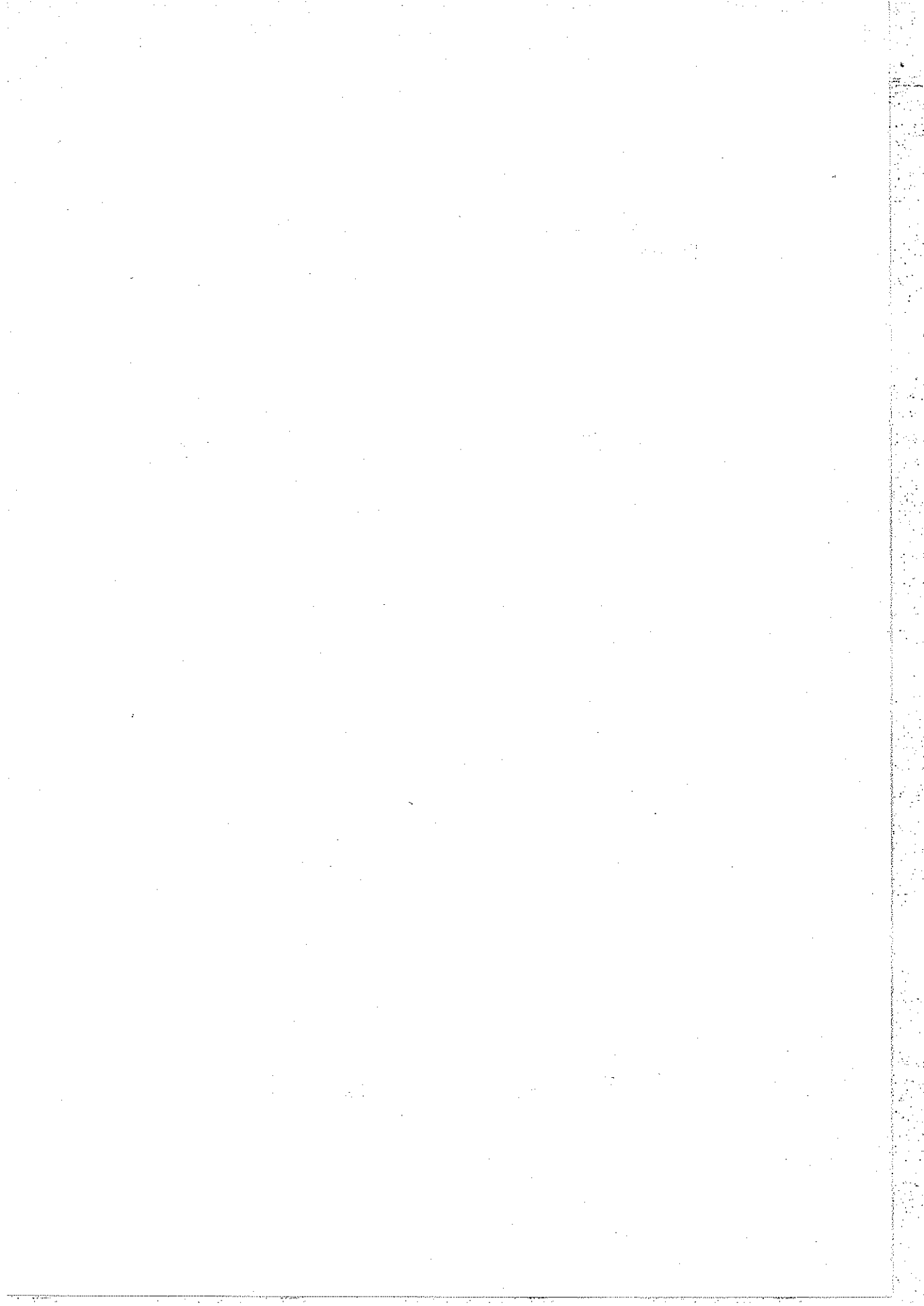
昭和53年 2 月24日開会

昭和53年 2 月24日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

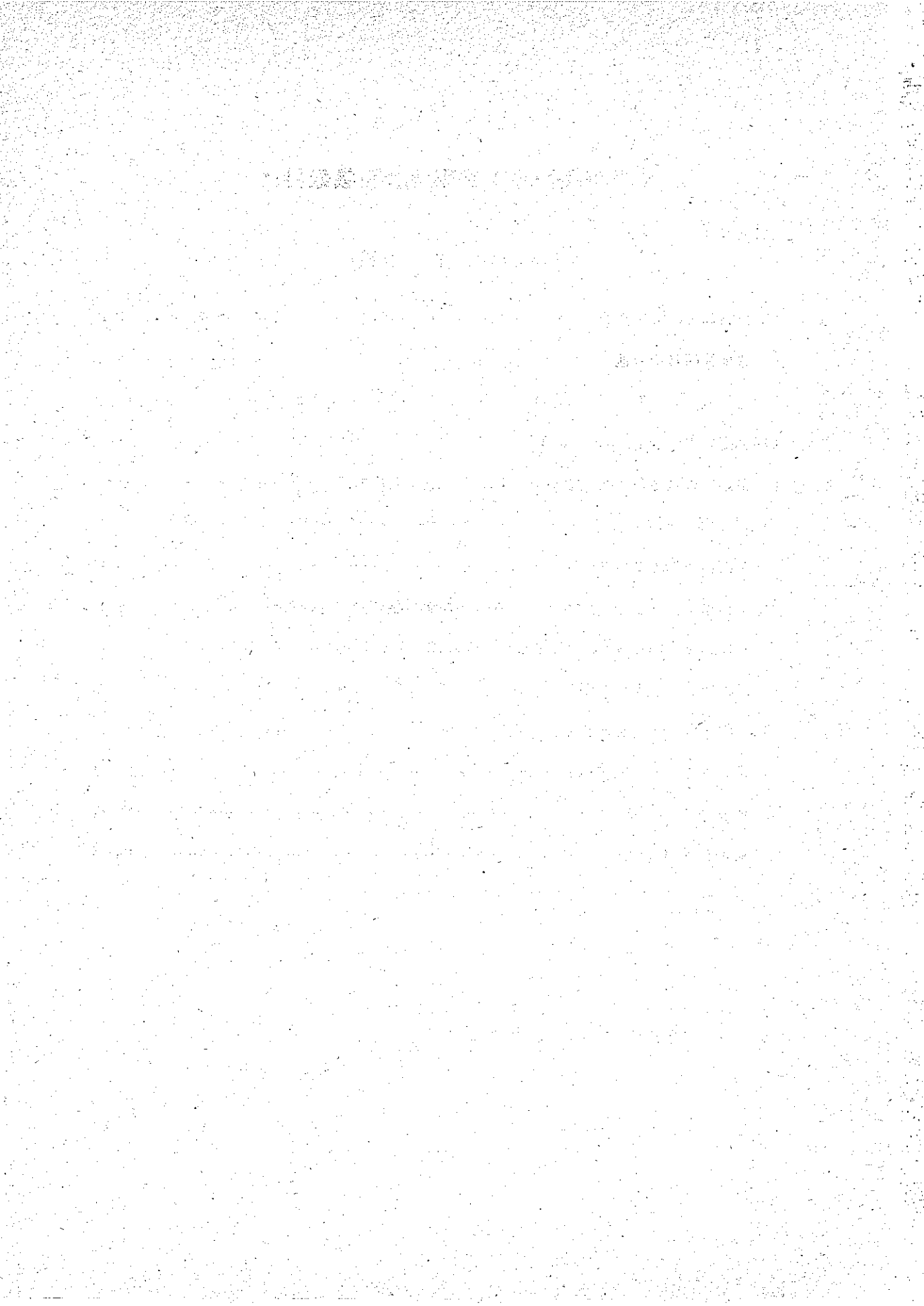
和 泉 市 議 会



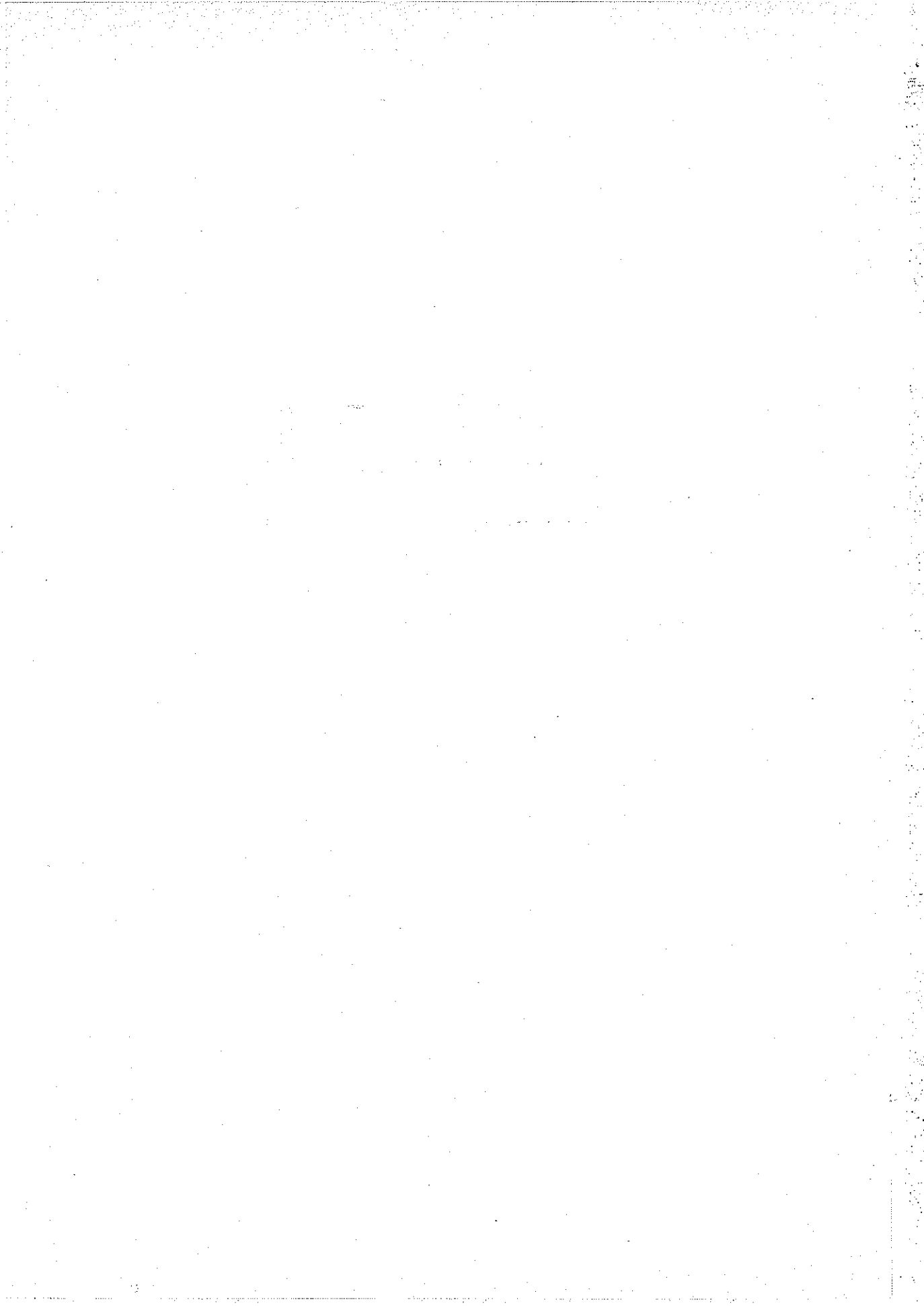
和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和53年2月24日（金曜日）

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 議 事 日 程	3 頁
○ 開会宣告（午前10時30分）	4 頁
○ 会議録署名議員（坂上國治君・藤原利一君・寺田茂君）	4 頁
○ 市長開会あいさつ	4 頁
○ 会期の決定（2月24日）	5 頁
○ 日程第1 児童の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について	5 頁
○ 日程第2 昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第5号）	6 頁
○ 日程第3 収入役の選任について	13 頁
○ 日程第4 固定資産評価員の選任について	16 頁
○ 閉会宣告（午前11時36分）	17 頁
○ 市長閉会あいさつ	17 頁
○ 議長閉会あいさつ	18 頁



第 1 日



昭和53年2月24日午前10時 和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 24名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
9番 松下 定君	23番 三井 正光君
10番 山口 義一君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君

(欠席議員 2名)

8番 成田 秀益君	17番 富山 敏治君
-----------	------------

地方自治法第121条の規定により、議長より出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏名	職	名	氏名
市	長	池田 忠雄	病院	院長	竹林 淳
助	役	坂口 禮之助	病院	院務局長	平野 誠藏
参与	兼建設部長事務取扱	中塚 白	"	次長兼管理課長	藤原 光夫
市	長	西川 喜久	水道	部長	田中 稔
"	次長兼企画室長	杉本 弘文	"	次	福本 希久
"	秘書広報課長	竹田 明郎	消防	長	和田 増義
財	務	宇沢 清	"	次長兼消防署長	湯川 行雄
"	次長兼財政課長事務取扱	麻生 和義	収入	役職務代理者	北野 敦雄
同	和对策部長	佐原 行雄	教育	委員長	堀内 由延
"	"	生田 稔	教育	部長	葛城 宗一
市	民	内田 繁	"	次長兼管理部長	広岡 史郎
"	次長兼福祉事務所長	青木 孝之	"	次長兼指導部長	乾 武俊
産	業	山本 俊兼	管理	部次長	松村 吉堯
"	衛生部次長	富田 宏之	指導	部次長	橋本 昭夫
建	設	森 保	選挙	管理委員会委員長	味谷 日吉
改	良	林 徳次	"	事務局長	岸田 秀仁
"	事業部次長	逢野 一郎	監査	委員	西口 喜一郎
解放総合センター	所長兼総務課長事務取扱	萩本 啓介	監査事務局	長兼公平委員会事務局長	向井 洋
用地担当	参事・土地開発公社事務局長	岩井 益一	農業委員会	事務局長	信田 種行
用地担当	参事・土地開発公社事務局長	中西 淳富	※	各課長級は議案等必要に応じて出席させる。	

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭 男
次 長	吉田 種 義
議事係長	西垣 宏 高
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第1回臨時会議事日程 (2月24日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第1号	児童の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について	P・1
2	議案第2号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	P・3
3	議案第3号	収入役の選任について	P・7
4	議案第4号	固定資産評価員の選任について	P・9

(午前10時30分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、これより昭和53年第1回臨時会を開催いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは、24名でございます。富山議員さんから欠席届けが出ております。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、24名でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(柳瀬美樹君)

会議録の署名議員を28番坂上國治君、29番藤原利一君、1番寺田茂君、以上3名の方にお願いたします。

本日の議会に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりであります。

-
- 議長(柳瀬美樹君)

この際、市長のあいさつをお願いします。

(市長のあいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和53年和泉市議会第一回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。
本議会に御提案申し上げます議案は、「収入役の選任について」外3件でございます。何とぞ慎重御審議賜りまして御議決いただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会に当たってのごあいさつといたします。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長のあいさつが終わりました。

この際お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本一日と決定したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本一日と決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君）

それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「児童の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について」と、日程第二「昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第5号)」については、相関連しておりますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第1号

児童の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について

市は、次のとおり市立北池田小学校児童死亡事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

昭和53年2月24日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 損害賠償及び和解の相手方

和泉市伏屋町234番地 保護者 東照夫（児童 故 東己津夫）

2. 損害賠償の額

1,000万円

3. 和解の要旨

市は、市立北池田小学校管理下における児童の死亡事故に係る損害賠償について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

議案第1号参考資料

〔Ⅰ〕 損害賠償等の原因である事故の概要

- 1 日 時 昭和52年11月17日午前9時40分ごろ
- 2 場 所 市立北池田小学校本館屋上
- 3 事故の概要 本事故は、第1時限終了後の休憩時午前9時40分ごろ、友人数名と屋上で鬼ごっこをして遊んでいるとき防護さくを乗り越え、足を滑べらせて落下した。事故の発生直後救急車で病院へ運び手当を受けたが、午前10時35分ごろ死亡したものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総額 1,000万円
損害賠償額 1,000万円

ただし、損害賠償1,000万円のほかに見舞金として、300万円を日本学校安全会より既に遺族に対し支払った。また、損害賠償については、1,000万円のうち350万円は学校管理者賠償責任保険より、650万円は公共施設賠償責任保険よりそれぞれでん補。

議案第2号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

昭和52年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,594,464千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和53年2月24日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 諸収入		2,895,315	10,000	2,905,315
	5. 雑入	2,620,743	10,000	2,630,743
歳入合計		18,584,464	10,000	18,594,464

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		3,171,819	10,000	3,181,819
	2. 小学校費	1,388,115	10,000	1,398,115
歳出合計		18,584,464	10,000	18,594,464

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
⑭ 諸収入	2,895,315	10,000	2,905,315			円
(6) 雑入	2,620,743	10,000	2,630,743			
1. 雑入	2,620,743	10,000	2,630,743	4 雑入	10,000	賠償責任保険金
歳入合計	18,584,464	10,000	18,594,464			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
⑩ 教育費	3,171,819	10,000	3,181,819			10,000			円	
(2) 小学校費	1,388,115	10,000	1,398,115			10,000				
2. 学校保健費	98,239	10,000	108,239			10,000				
[I] 保健費	28,528	10,000	38,528			10,000	22 補償補填及賠償金	10,000	賠償金	
歳出合計	18,584,464	10,000	18,594,464			10,000				

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第1号「児童の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、参考資料として御提出させていただいておりますように、昨年11月17日午前9時40分ごろ、市立北池田小学校本館3階屋上で故東己津夫君が友人と数名と鬼ごっこをしているとき、防護さくを乗り越え足を滑らせて落下いたしました。事故の直後、救急車で病院へ運び手当を受けましたが、同10時35分ごろ、死亡いたしましたものでございます。この事故についてこのたび、相手方と和解が成立をいたしましたのでその賠償の責を負うべき額の御決定をお願いしようとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。損害賠償及び和解の相手方は、和泉市伏屋町234番地、東照夫氏でございまして、損害賠償の額は、1千万円でございます。この1千万円は、市が加入しております学校管理者賠償責任保険から350万円並びに公共施設賠償責任保険で650万円の金額を補てんいたしまして支払いし、市費での支出はございません。

なお、別途請求してございました日本学校安全死亡見舞い金は、昨年12月22日、すでに300万円の給付を受けまして遺族に支給しております。

児童生徒の保護者からの全面的な信託にこたえ、学校管理下における事故防止に万全を期してはいるところでございますが、大変痛ましい死亡事故でもあり、事故発生後、故東己津夫君の冥福を祈りつつ、全校園に対しまして管理面、指導面の事故再発防止を促し、取り組んでまいったところでございます。

以上、簡単ではございますが、「児童の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について」の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次、財務部長。
- 財務部長（守沢清君） ただいま御上程いただきました議案第2号「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、市立北池田小学校管理下における児童の死亡事故に係る損害賠償の額1千万円の計上でございます。

歳入につきましては、学校管理者賠償責任保険及び公共施設賠償責任保険よりの保険金1千万円を計上。

歳出につきましては、児童の遺族に対する賠償金1千万円の計上でございまして、歳入歳出総額185億9千446万4千円と相なる次第でございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について盾疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） いま提案理由を聞きまして、こういう事故が再び起こらないようにというのは当然のことでございますが、一点聞きたいのは、これはどちら側の手落ちなのか。つまり学校管理運営のミス、具体的には防護さくを乗り越えて落下したわけですが、防護さくが乗り越えられる状況であったのかどうか。聞くところによると、かぎがなかったとかどうか、その後、死亡事故を起こしてからかぎをつけたということになるのか。起こってしまったということからいたし方ないとは言うものの、防げるべき事故であったのか、なかったの。またその後、どのように管理責任を果すための措置、具体的には、防護さくをやったかどうか、ひとつお答え願いたい。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 教育次長（広岡史郎君） 本件の事故は、全く学校側、施設を含め無過失ではございません。過失を認め、その責任の上において賠償をいたすものでございます。北池田小学校の死亡事故により、学校の設置または管理上の瑕疵並びに学校業務の遂行上、何らから手落ちにより他人に損害を与えた場合には、市は、国家賠償法第1条並びに第2条または民法第715条、第717条等によって損害賠償の責任を負うことになっております。

国家賠償法の第1条は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とございます。これらの観点から今回、この死亡事故に対して保護者からの申し立てにより種々検討してまいり、この賠償額を御決定いただき、和解に持ち込みたいと思うわけでございます。

それから、御質問の防護さくの問題でございますが、防護さく自体は、何ら腐敗等の手落ちはございません。建築基準法等に基づきすでに設けられている中でかような事故が起きたわけでございます。直接の危害となったのは、屋上へ出て防護さくを乗り越えたという形の中から生まれたわけでございます。かぎ等の故障に大きな施設管理上の欠陥があったということは言えるわけでございます。いろいろと協議して保険会社の見解もございまして、私たちの考え方もございまして、その中でいわゆる過失責任が双方にあったという判定の中で、かような決定を見たとき御解釈願いたいと思います。

なお、各校の施設欠陥等についての安全対策につきましては、教育長名で各校園長に指示、点検し、いろいろと資料も収集し、53年度以降、もちろん緊急やむを得ない死

亡事故等の大事故につながるものにつきましては、その都度手当をしまっている状況でございます。

○ 21番(直村静二君) いま聞くと、いわゆる和解のことにえらい力が入っているようなことなんです。この事故が起こって双方の過失という観点から、学校の過失そのものをなくさないかんということで、その後はどうしたのか。具体的にはかぎをつけたのか。また上がって行かないようにするためのどういう措置をしたのか。その措置したことについてお答えいただきたい。教育長名で各学校に安全策を指示したということですが、現に北池田小学校については、その後どういう措置をしたのか、それを聞いています。

○ 教育次長(広岡史郎君) もちろん、北池田小学校において大変痛ましい事故が起こったわけでございますので、十分それらについて学校長等とも協議し、事故発生直後、3階屋上へ出る非常口の扉のかぎの補修は済ませております。

なお、各校への指導徹底に当たりまして、管理指導面について十分連絡を密にしているということでございます。

○ 21番(直村静二君) かぎをしておいたら上がらん、防げたと聞こえるんですが、何ぼかぎをしようと勝手に上がれる性質のものかどうか。

○ 教育次長(広岡史郎君) 壊れてるかぎは早急に施錠しておきましたら、3階の屋上に出られないということでございます。

○ 21番(直村静二君) それで大体わかりました。かぎが壊れたので、そこから屋上へ出て落ちた、かぎをかけられるようにした。それでしめだという。これは非常に父兄の方も残念だろうと思います。よく和解していただく段階まで来たということは、市として喜ばないかん。その辺をひとつ反省材料としてきちんとしておかと、何や質問してるって和解の話ばかりです。そんなことやなく、かぎを補修したことが具体的な市の対策であったということでは余りにも情けない。

私は現場を見ておりますが、少なくとも、現場の学校の安全策については、それなりの点検、学校当局の要望、教職員も含めてきちんとしていく。予算上の問題があるのか、金額がどうなるのかわかりませんが、恐らくいろんな状況でそうなったと思いますが、それはそれとして、やはりかぎ程度で事故を起こしてはたまらない。しかし、和解をしてもらえらんだらありがたいという点は強調しておきたいと思います。

2番目のお金の問題ですが、結局、児童生徒が授業中、もしくは学校内であった場合は半分の過失総額1千万円で片づくという、何かそういう規定になってるんですか。この金額は、あくまでもその段階での金額で、いろいろ上下もありましようし、一定の線もあると思うが、お答えでは、一般財源からは出てない、金は全部保険で済んだということですか。

が、その辺のところをちよっと…。

- 教育次長（広岡史郎君） 通常裁判所等（遺族が提訴された場合の判例、また、裁判所の和解等の事情を見ますと、児童生徒、幼児の場合の慰謝料を含めての損害賠償額は、2千万円という線が出ております。今回、学校管理者賠償責任保険及び公共施設賠償責任保険会社との折衝の中で、いずれも会社側は定款をお持ちでございまして、それらの中で損害賠償額を1800万円、それが一応の限度額ということで交渉に当たった次第でございます。300万円が慰謝料、1,500万円が将来に向けての逸失利益ということでございます。

満額給付を受けることになれば、全面的に100%学校に過失責任があった場合にその額が給付されるわけです。いろいろと事情等を考え合わせ、保険会社に弁護士も置いていますし、私どもとしても、市の顧問弁護士である依法律事務所等において、あらゆる角度から状況等を詳細に検討した中で協議が始まりました。ずばり最高限度の1,800万円を給付されるか、学校の管理者及び施設の欠陥を含めていずれに落ち着くか、概算的には70%と30%、いわゆる70%の重大な過失責任が学校側にあったと判断されるわけでございます。

- 21番（直村静二君） 最後に、基本的にこの議会でこの案件が可決されたとして、それからの手順はどうなってるか、実質上、遺族の方との一定の話し合いがついて本日、提案されてると思うんですが、この点はいかがですか。後でそやなかったと問題があるとな。
- 教育次長（広岡史郎君） 昨年12月22日に日本学校安全会から300万円の給付を受けております。

これは遺族と教育長の連名で日本学校安全会へ請求するものでございまして、市は、見舞い金としていただいた300万円をもって遺族と示談に入りました。

その席上でいろいろ質疑がございましたが、日本学校安全会よりの給付金の最高限度額である300万円を支払い、それに示談の条件に加えまして、市が加入しております二社の保険会社との折衝の上、可能な金額を支払いきるよう努力するという中で、一応300万円を支払い、全面的に市に信託を与えられてかような決定を見たというふうに御理解を願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。

- 6番（大谷昌幸君） 和解に応じてくださった遺族の方に感謝申し上げますとともに、この折衝に御努力いただいた教育委員会の労を多とするわけですが、管理面については目に見え、直ちに手の打てることで是とするのですが、教育的な指導面については、欠如と言うとちよっと激しいかもしれませんが、ある程度不十分だったために起きた事故であるとも考えられます。

話が飛躍するかも知れませんが、過日の滋賀県の野洲中学であった殺傷事件、京都の宇治市であった窃盗事件でしたか、また京都であった暴力事件など、それらをずっと関連して見ると、いろいろ教育指導面で何か人間的なつながりの面で欠始しているのではないかと考えます。

そういう平常の日に見えない教育の指導面について、また今後、こういう事故を未然に防止するために、教育委員会としていかなる手を打っていかれるおつもりか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁

○ 教育次長（広岡史郎君） 昭和51年度の学校保健研究会からのいろんな統計資料をまとめますと、小中学校、幼稚園で年間700件近いいろんな事故が起こっております。

内容は、挫傷創、骨折打撲、今回のような大きな死亡事故もございます。これに対して、もちろん教育委員会といたしましては、施設管理の上に立って安全対策をなお充実し、推進していくべきだと存じますけれども、各学校園長におかれても、十分指導面の徹底を図っていただかなければならない、かように思います。

もちろん、生命尊重に対する意識の高揚を図り、なお児童生徒、園児が現在、将来を通じて安全な生活を実践するための能力、態度を育成するとか、いろんな面がございます。今後十分学校長、園長とも協議を深め、なお一層の充実を推進していきたいと思うわけでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） 大体わかりましたが、私の希望したいのは、もう少し具体的に、学校は大小いろいろあります。100名の教員がおる学校も校長、教頭が1人であるということも考えた場合、果たしていろんな教育の実践面がどれだけ浸透しているか、非常に不安を感じます。特に人事面は、最近はどうしても学校現場の人事は停滞しがちのように感じます。特に交流がない。しかも先生方は教室へ入った場合閉鎖的になりやすいこと等を考えた場合、もう少し教育の人事面及び現場の実践面もひっくるめて今後とも積極的にやっていただきたい。要望にとどめておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第1号及び第2号を原案どおり可決することに決します。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第3「収入役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第3号

収入役の選任について

次の者を収入役に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第7項において準用する同法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和53年2月24日提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所 和泉市春木川町257番地

氏 名 中 塚 日

生年月日 昭和3年2月18日

職 業 地方公務員

議案第3号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（出納長・副出納長・収入役及び副収入役）

第168条 略

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～5 略

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条（長の兼職の禁止）、第159条（事務引継）、第162条（副知事及び助役の選任）、第163条本文（副知事及び助役の任期）及び164条（副知事及び助役の欠格事由）の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9 略

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました議案第3号「収入役の選任について」私から提案理由を御説明申し上げます。

すでに議員各位におかれましては御承知のとおり、病氣療養中でありました橋本炳氏が去る1月19日、薬石の効なく御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

つきましては、後任収入役として今回、御上程させていただきますのは、本市参与として建設部長を兼務せられております中塚白氏を選任願いたく、御提案申し上げる次第でございます。

中塚白氏の経歴につきましては、すでに皆様方には十分御承知いただいております、いまさら私から申し上げるまでもございませんが、氏は、昭和23年1月、旧南松尾村役場に就職せられ、今日まで実に30年の長きにわたって地方行政に尽瘁せられました。この間、事業部長、建設部長を歴任、昭和51年4月、参与として市政発展のために御貢献を賜っているところでございます。

住所は、和泉市春木川町257番地。生年月日は、昭和3年2月18日生まれでございます。

性格は清廉潔白、加えて自治行政の経験きわめて豊富であり、収入役として適任者であると存じ、ここに御提案申し上げた次第でございます。何とぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君）意見だけ。

橋本収入役が死去された後任の収入役の提案、当然、順序としてはそうであろうと思います。

市長の提案理由では、地方自治に明るいということ、しかも、庁内からの起用であったと思います。しからは、前回の助役さんも総務部長から、今回は建設部長から収入役ということで、これはいわゆる市長の基本的な政治姿勢からきた人事だと理解いたします。

さすれば、今後の運営につきましては、少なくとも、地方自治に明るい人を自分の補佐役として据えることは、現状の市政担当上からも非常に今後、勇気の要ることではなからうか。今日、いろんな問題が起こっておりますから、その点では一定の期待もありますがいままでの例から何ら進展がないというきらいがせんでもないわけです。少なくとも、市

長の提案の地方自治に明るいという点では、民主的な地方自治を守る立場から今後、見守っていきたいと思います。単に外部から入って市長のカラーを出すということではなく内部からの起用ということですので、その点は、きちんとした市政運営をさらにやってもらわないかという注文をつけたいと思います。

なお、御当人は現職の職員でありますので、すでに退職するとかのかっこうで、優遇条例、その他の制度に乗って事前の退職の届け出があったとか、どないなってますか。現職でそこへ座ったまま、かまいませんが、優遇条例とかに乗るための手続があったのではないかと思いますのでね。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁

○ 市長（池田忠雄君） 御答弁申し上げたいと存じます。

いま御指摘がございましたが、30年の長きにわたりまして、本市職員として、営々として今日までがんばっていただきました中塚白氏でございます。こうしたことに伴いまして、1月末日をもって退職願を受理しております。そうした扱いをさせていただきたい、こういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○ 21番（直村静二君） 一応現職で優遇条例に乗って退職し、収入役に選任されるという経過ですな。

○ 市長（池田忠雄君） はい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって議案第3号を原案どおり同意することに決めます。

この際、選任同意を受けました収入役からごあいさつを受けます。

（収入役就任あいさつ）

○ 収入役（中塚白君） 僭越でございますけれども、一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま収入役就任につきまして御同意を賜り、感謝感激申し上げている次第でございます。私のごとき若輩にこの大役を仰せかけ、その責任の重大さをいまさらながらに痛感する次第でございます。

願いますと役所に奉職以来30年、この間いろいろ皆様方に多々御迷惑をおかけしたとと存じます。しかし本日、この日を契機といたしまして初心に帰り、皆様方の御期待にこたえるよう最大の努力を払う所存でございます。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますけれども、就任に際しての御礼とご

あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第4「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第4号

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任するについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和53年2月24日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所 和泉市春木川町257番地
氏 名 中塚 白
生年月日 昭和3年2月18日
職 業 地方公務員

議案第4号参考資料

地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

(固定資産評価員の設置)

- 第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。
- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て選任する。
- 3・4 略

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) 議案第4号「固定資産評価員の選任について」、その提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、地方税法第404条第2項の規定によりまして、固定資産を適正に評価し、かつ

私の行う価格の決定を補助していただくために市に設置するものでございます。

御承知のように、前収入役の橋本炳氏がこの職務を兼務していただいていたのですが、今般の死去に伴い欠員となっておる次第でございます。ただいま御選任をいただきました収入役中塚白氏を選任いたしたくお願いするものでございます。

氏は、長年の行政経験と、加えて地域の実情にも精通いたしており、最適任者と存じますので、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第4号を原案どおり同意することに決めます。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これにて閉会することに決めます。

-
- 議長（柳瀬美樹君）

この際、市長のごあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たり一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、議員の皆さん方には、公私御繁忙の折にもかかわらず長時間にわたり慎重御審議をいただき、御提案申し上げました全議案について御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。

空席の収入役も選任賜り、議員皆様方の御理解のおかげで本市の執行体制も確立されました。今後は皆様方の御期待におこたえすべく、軍身の努力をいたしてまいる所存でございます。何とぞ一層の御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、寒さなお厳しい折から議員各位の御自愛をお祈りいたしまして、はなはだ簡単ではございます

が、御礼のごあいさつといたします。本当にどうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(柳瀬美樹君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会も議員皆様方の格別なる御協力と御熱心なる御審議によりまして、諸議案を御可決賜り、かつ御同意の関係議案についても御賛同をいただき、まことにありがとうございます。皆様方の御協力によりまして円滑に議事運営を終了できましたことを深く厚く御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会において指摘されました事項につきましては十分研究、検討されまして、御趣旨に沿われるよう努力していただくことを切望して閉会のごあいさつといたします。大変長時間まことにありがとうございました。

(午前11時36分閉会)
